

注意

空無第107号	平成11年	4月21日
運指第2289号	平成11年	4月21日
(一部改正)空無第271号	平成12年	8月29日
(一部改正)運指第5186号	平成12年	8月29日
(一部改正)国空技第217号	平成22年	11月2日
(一部改正)運情第13617号	平成22年	11月2日
(一部改正)国空管技第133号	令和元年	7月9日
(一部改正)防整情第3985号	令和元年	7月9日

戦術データ交換システムの運用 に係る協定書

国土交通省航空局交通管制部管制技術課
防衛省整備計画局情報通信課

国土交通省航空局交通管制部管制技術課（以下「国土交通省」という。）と防衛省整備計画局情報通信課（以下「防衛省」という。）は、
帯における戦術データ交換システム及びその類似システム（以下「戦術データ交換システム」という。）の運用について、戦術データ交換システムの運用に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本協定が指定する領域内で防衛省の戦術データ交換システムの無線局の運用について定めるものである。防衛省は、戦術データ交換システム運用者に対して、本協定の周知と遵守について責任を持つ。

2 帯は、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則（RADIO REGULATION）により、
に割り当てられており、現在及び将来に渡って保護されている。国土交通省は、現存するあるいは将来の
に何ら干渉を与えないことを原則に、本協定が定める範囲の戦術データ交換システムの運用に合意する。

3 防衛省は、本協定が指定する範囲内でのの戦術データ交換システムの運用について調整する。

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、とする。

（運用条件）

第3条 防衛省は次に掲げる条件の下で、別紙1に掲げる技術的仕様を満たす戦術データ交換システムを運用する。

（1）各端末当たりの最大タイムスロットデューティファクター（以下「TSDF」という。）は、（合計TSDF最大値/端末1台当たりのTSDF最大値）とする。

（2）任意の端末を中心とするの垂直円筒領域内に存在する端末について、そのTSDFの合計はを超えてはならない。ただし、地上に設置又は移動する送信空中線を使用し、が設置されていない場合は、任意の端末を中心とするの垂直円筒領域内に存在する端末について、そのTSDFの合計はを超えてはならない。

（3）を用いる場合、以下とし、固定された端末での運用は行わないこと。

（4）干渉を防止するため、次に掲げる状態での信号発生を自動的に防止する

干渉保護機能を動作させる。

ア パルス幅が [] を超える状態

イ [] されない状態

ウ 送信電力が第3条別紙1(4)で規定された値を超える状態

エ いずれかの [] を超える状態

オ [] 帯での送信電力が、 [] にならない状態

(5) []
次に掲げる空域（以下「 [] 」という。）では、戦術データ交換システムの [] とする。なお、防衛省は、レーダー等により、戦術データ交換システムを運用する防衛省所属の航空機又は艦船の位置を常に監視し、 [] を確保することとする。別紙2に「戦術データ交換システム [] 概念図」を示す。

ア 国土交通省航空局発行の航空路誌（AERONAUTICAL INFORMATION PUBLICATION（以下「AIP」という。））で公示された、公共の用に供する [] []、地上に設置又は移動する送信空中線については、 [] []、海上移動する送信空中線については、 []、航空移動する送信空中線については、 [] [] の空域。

イ 別紙3に記載された []、地上に設置又は移動する送信空中線については、 []、海上移動する送信空中線については、 []、航空移動する送信空中線については、 [] [] ただし、地上に設置又は移動する送信空中線について、 [] [] 場合は、別紙3に記載された [] [] の空域。

ウ []、地上に設置又は移動する送信空中線については、 [] []、海上移動する送信空中線については、 [] []、航空移動する送信空中線については、 [] [] の空域。

（干渉発生時の対応）

第4条 国土交通省から [] への干渉に係る問い合わせが合った場合は、防衛省は戦術データ交換システムの運用状況について速やかに回答するものとする。

- 2 国土交通省から [] があった場合は、防衛省は戦術データ交換システムの運用を速やかに []。 [] は戦術データ交換システムが干渉に [] [] までの間とする。
- 3 国土交通省及び防衛省は、前2項の連絡等を可能とする連絡通報体勢を別紙4のとおり確立する。
- 4 国土交通省及び防衛省は、協力して干渉発生の原因を調査し、再発防止に努める。
- 5 防衛省は、干渉調査に十分な戦術データ交換システムの [] []、国土交通省から要請があった場合は速やかに提出するものとする。この場合において、 [] [] とする。

(秘密の保護)

第5条 国土交通省及び防衛省は、この協定の実施に伴って相手機関より知り得た秘密等区分を指定された事項を他に漏らしてはならない。

(疑義)

第6条 本協定に疑義が生じた場合、国土交通省と防衛省は相互に協議し措置するものとする。

(改廃)

第7条 本協定は、次に掲げる場合には、国土交通省と防衛省との間で改廃について協議することができる。なお、本協定の改廃は適合性に係る十分な調査検討を実施した上で行うこととし、調査検討は国土交通省及び防衛省との間で合同で実施し、その費用は防衛省が負担するものとする。

- (1) 新しい [] について異なる機種若しくはパラメータ等が変更されたシステムが導入される場合
- (2) 戦術データ交換システムの運用要件の変更、運用能力の追加又は仕様の変更がなされる場合
- (3) 本協定書に疑義が生じた場合

注意

附 則

- 1 本協定は、令和元年7月9日から発効する。
- 2 本協定を2通作成し、国土交通省航空局交通管制部管制技術課長、防衛省整備計画局情報通信課長双方が捺印の上、各1通を保管する。

令和元年7月9日

国土交通省航空局交通管制部管制技術課長
遠 藤



防衛省整備計画局情報通信課長
加 藤 勝 俊





別紙1 (第3条関連) 「戦術データ交換システムの技術的仕様」

本協定により運用が合意される戦術データ交換システムは、次の技術的仕様を満たすものとする。

(1) 周波数

[Redacted]
[Redacted]で送信する。ただし、[Redacted]
[Redacted]を除く。

(2) パルス

項目	規定値
[Redacted]	[Redacted]

(3) スペクトラム波形

スペクトラム波形は、[Redacted]で測定された時に以下の条件を満たすものとする。

- 中心周波数から [Redacted]
- 中心周波数から [Redacted]
- 中心周波数から [Redacted]
- 中心周波数から [Redacted]

(4) 送信電力

送信電力の公称値は、空中線利得や給電線損失を考慮した実行放射電力で定義する。実際の実効放射電力は [Redacted] とする。

ア 地上に設置又は移動する送信空中線の場合の公称実効放射電力

: [Redacted]

- 送信機公称出力 : [Redacted]
- 空中線公称利得 : [Redacted]
- 給電線公称損失 : [Redacted]

注意

イ 海上移動する送信空中線の場合の公称実効放射電力

: [REDACTED]

送信機公称出力 : [REDACTED]

空中線公称利得 : [REDACTED]

給電線公称損失 : [REDACTED]

ウ 航空移動する送信空中線の場合の公称実効放射電力

: [REDACTED]

送信機公称出力 : [REDACTED]

空中線公称利得 : [REDACTED]

給電線公称損失 : [REDACTED]

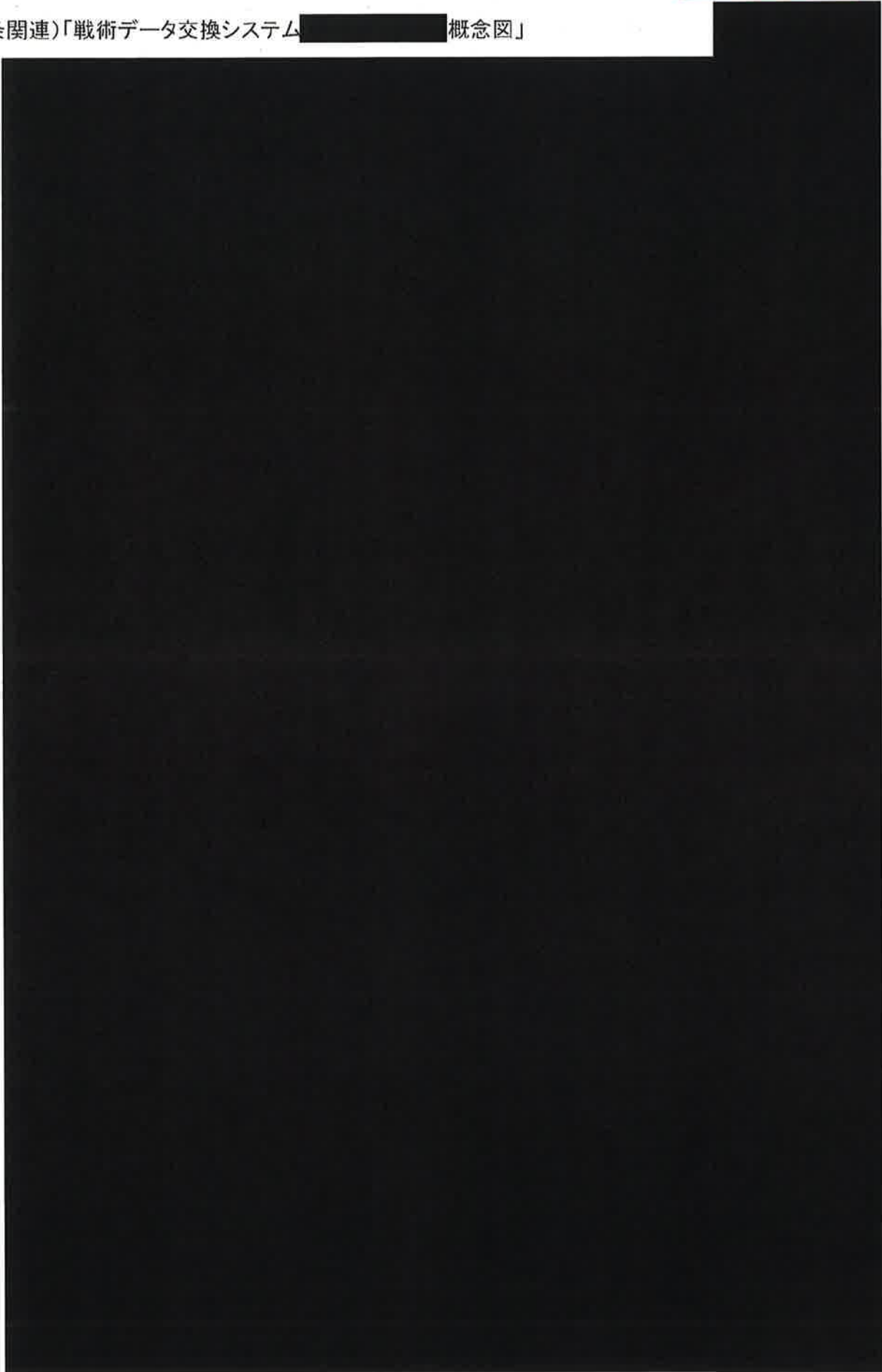
(5) [REDACTED] の仕様

[REDACTED]

注意

別紙2(第3条関連)「戦術データ交換システム」概念図

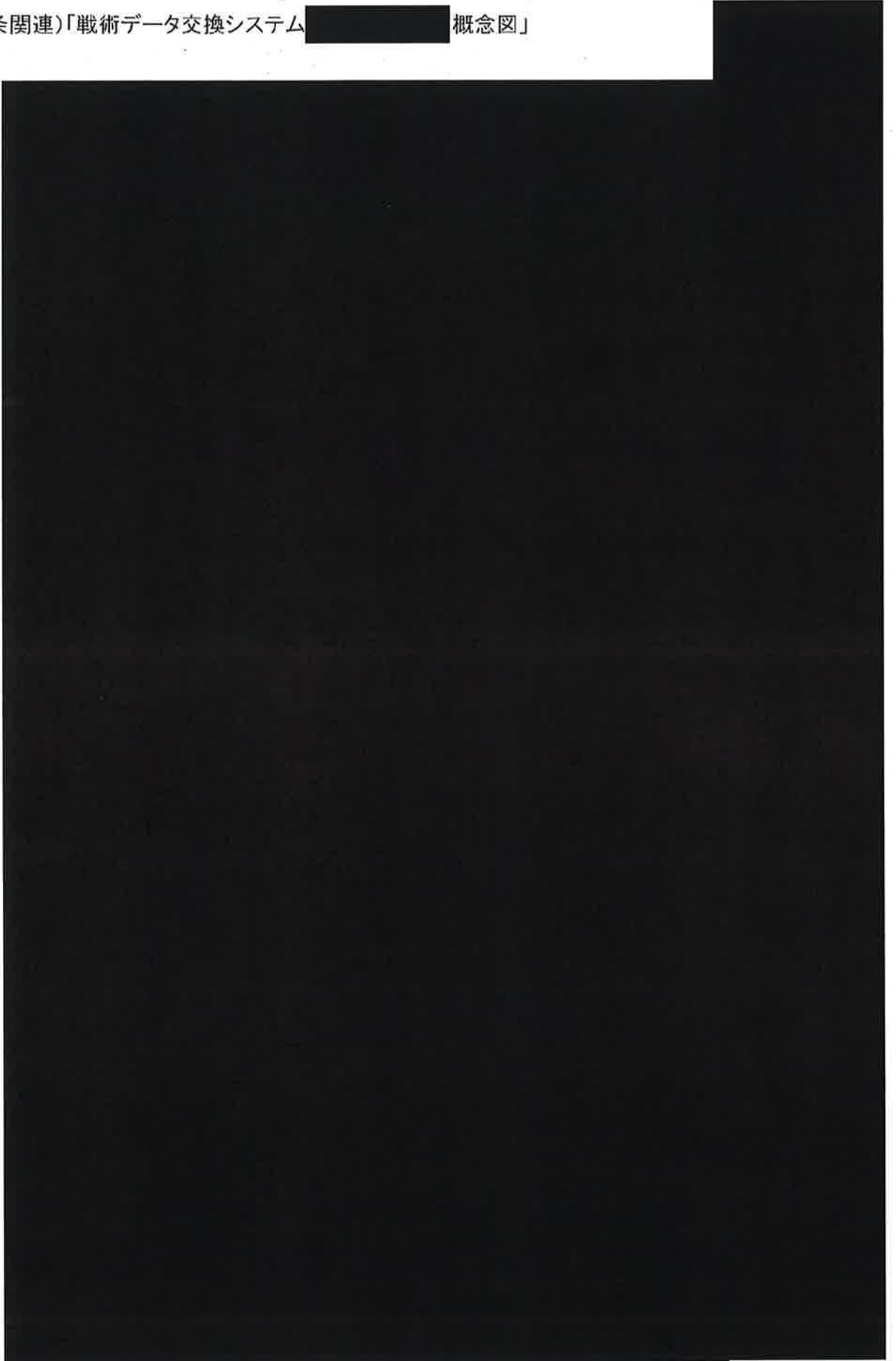
戦術データ交換システム
(戦術データ交換システム地上局) 概念図



注意

別紙2(第3条関連)「戦術データ交換システム」概念図

戦術データ交換システム
概念図
(戦術データ交換システム搭載艦)

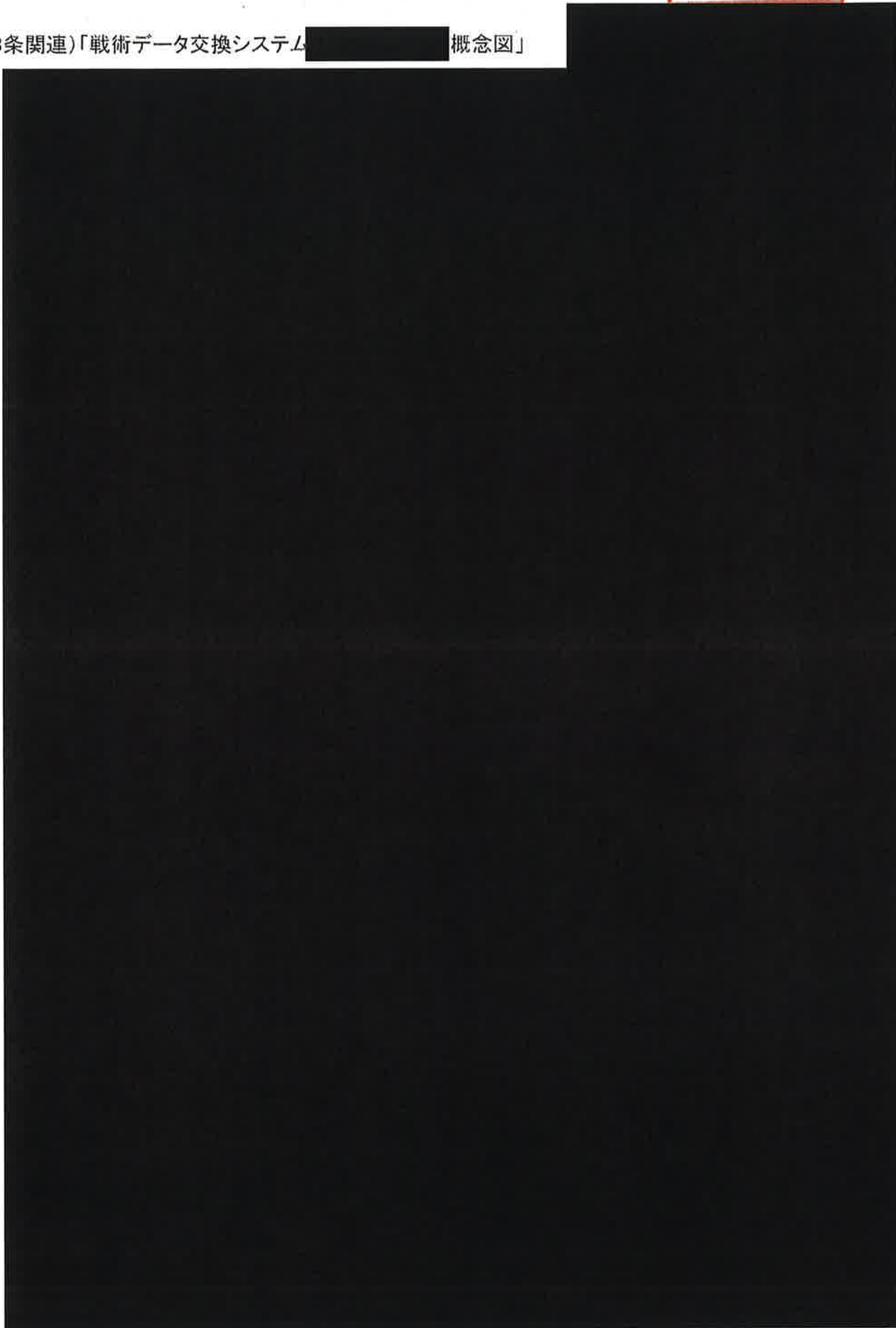


注意

別紙2(第3条関連)「戦術データ交換システム [redacted] 概念図」

戦術データ交換システム [redacted] 概念図

(戦術データ交換システム搭載航空機)



注意

別紙3 (第3条関連)

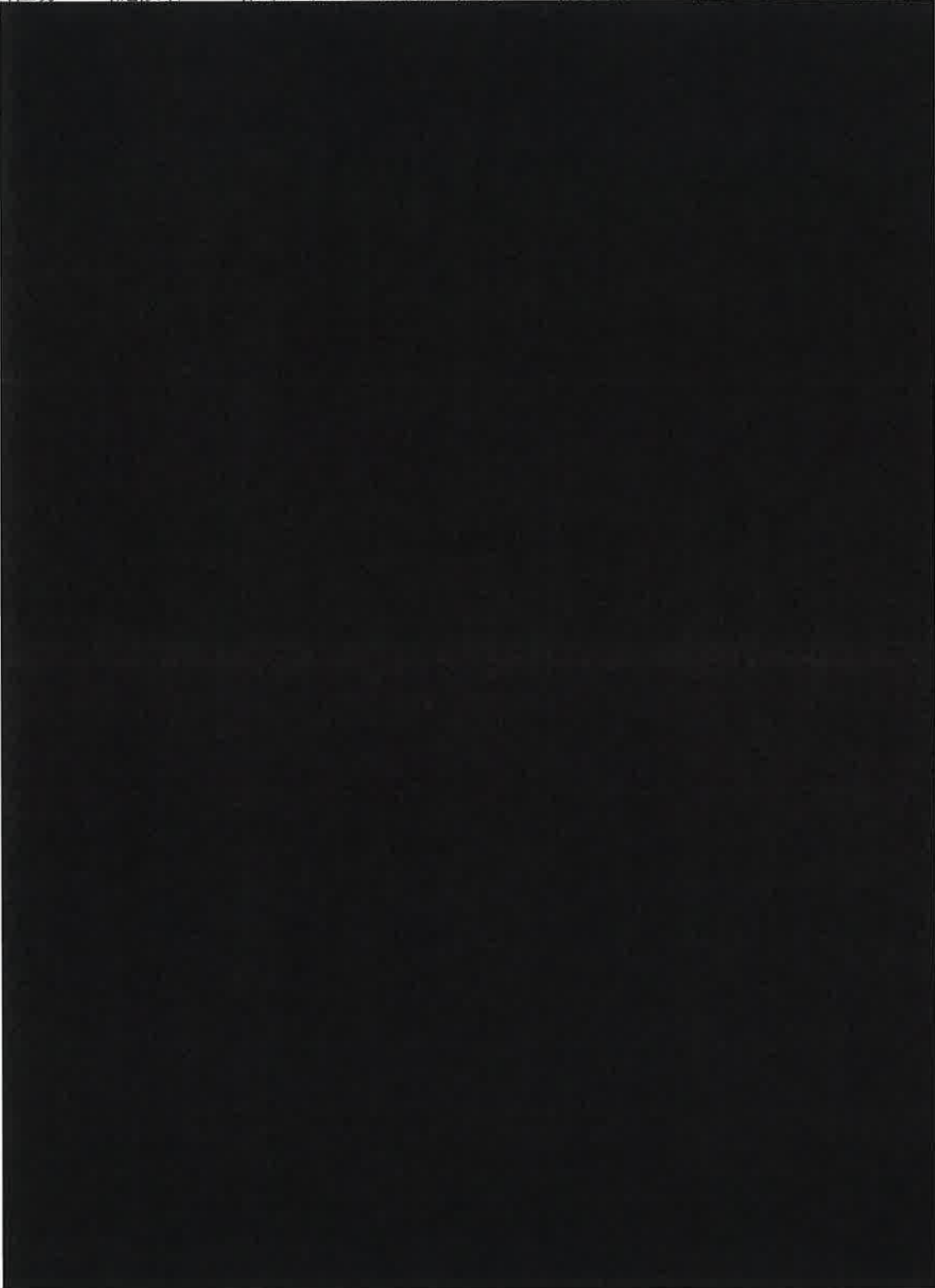


区分	施設名	位置 (WGS-84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
[Redacted Content]					

注意

別紙3 (第3条関連) 「

区分	施設名	位置 (WGS-84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
----	-----	---------------	----	-----	---------------



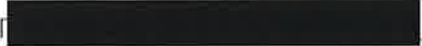
注意

別紙3 (第3条関連) 「 [REDACTED]

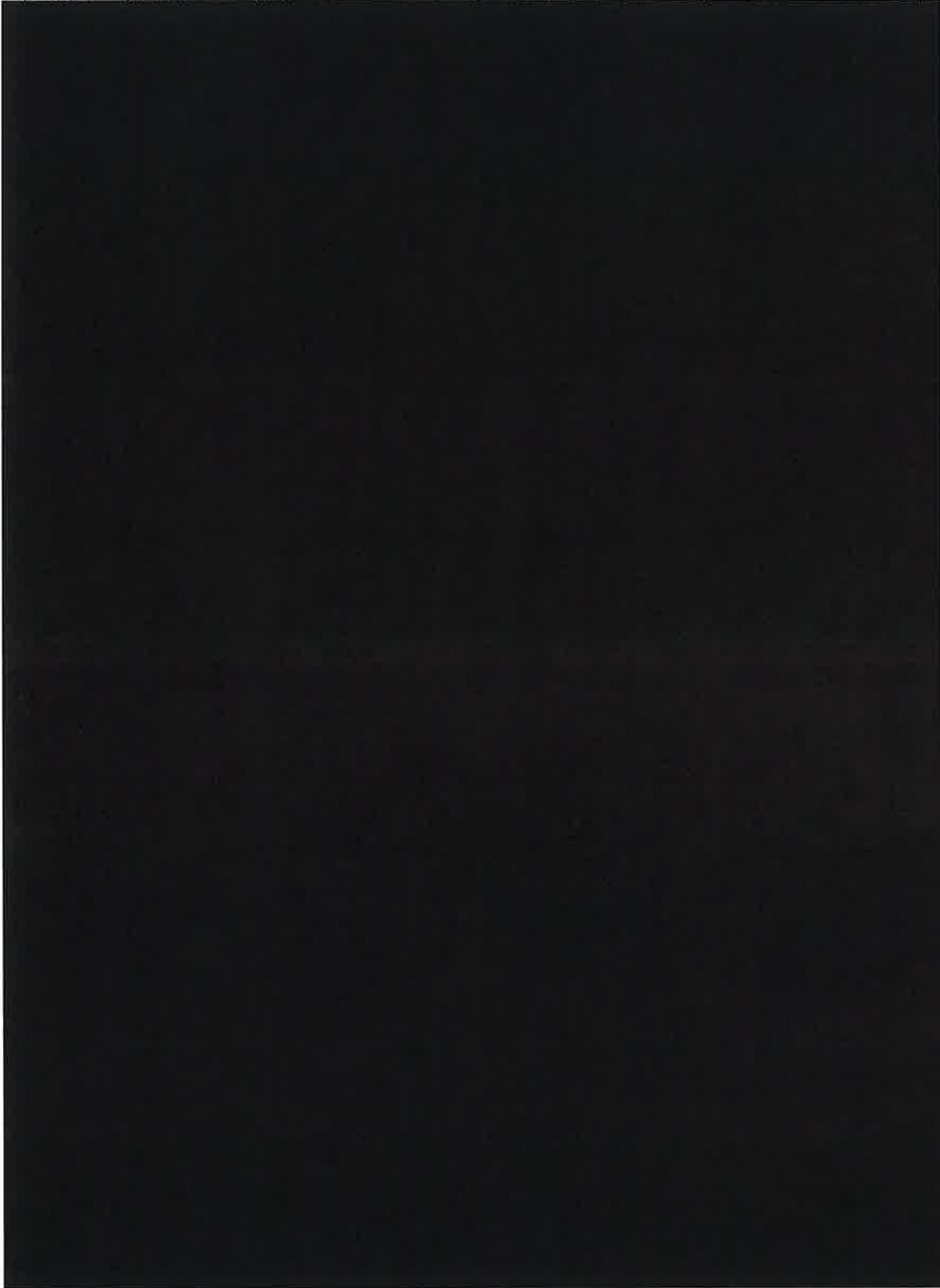
区分	施設名	位置 (WGS 84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
----	-----	---------------	----	-----	---------------

[REDACTED]					
------------	--	--	--	--	--

注意

別紙3 (第3条関連) 「」

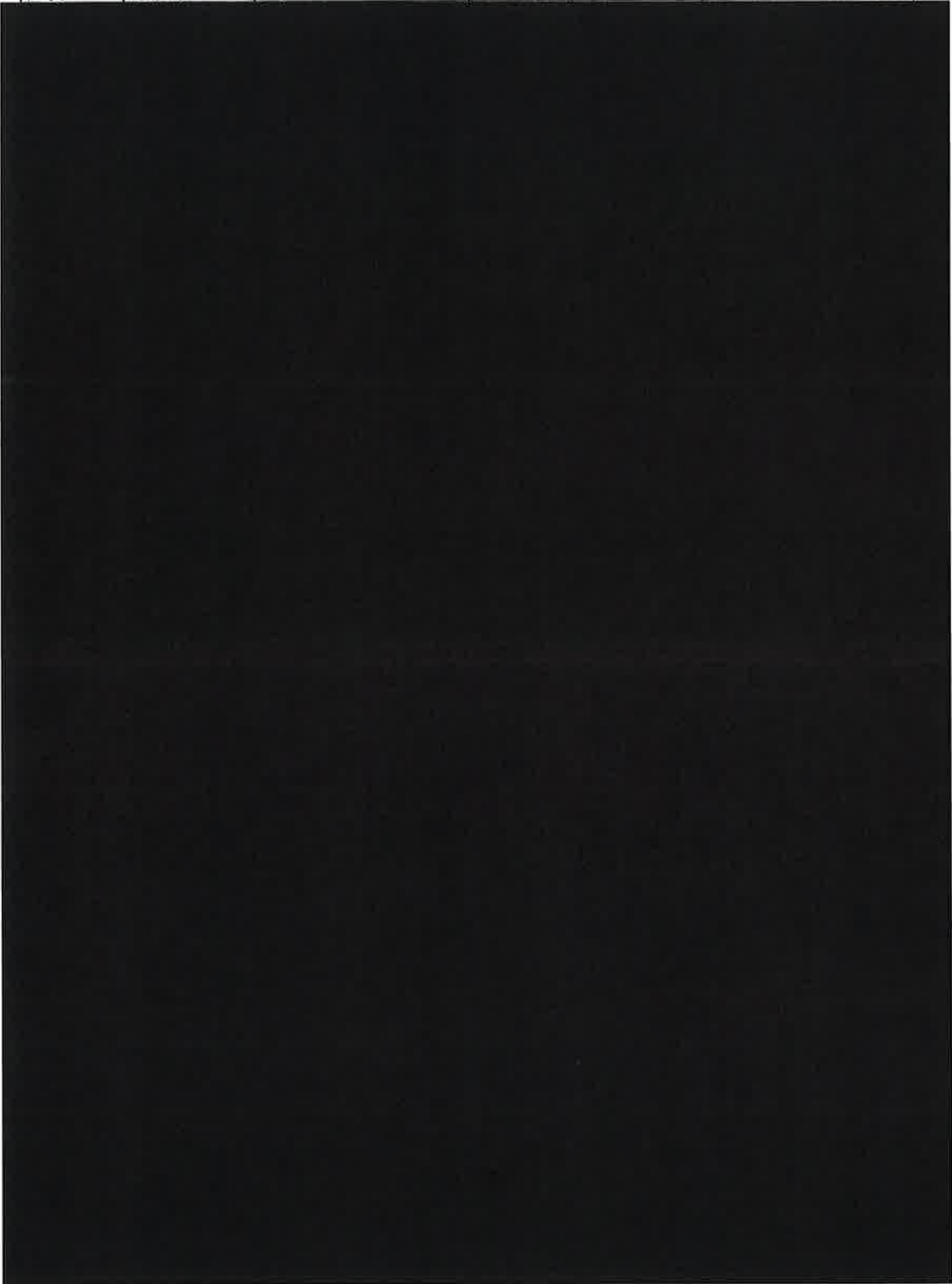
区分	施設名	位置 (WGS-84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
----	-----	---------------	----	-----	---------------



注意

別紙3 (第3条関連) 「 [REDACTED] 」

区分	施設名	位置 (WGS-84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
----	-----	---------------	----	-----	---------------



注意

別紙 3 (第 3 条 関連) [REDACTED]

区分	施設名	位置 (WGS-84座標)	区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
[REDACTED]					

注意

別紙3 (第3条関連) 「

区分	施設名	位置 (WGS-84座標)
----	-----	---------------





別紙4 (第4条関連)「連絡通報体制」

(1) 連絡手段

国土交通省と防衛省の連絡は、電話にて行う。

(2) 受付窓口

国土交通省 航空局 交通管制部 管制技術課
担当者 監理係長
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 03-5253-8755
夜間連絡先 [REDACTED]

防衛省 整備計画局 情報通信課
担当者 (昼間) 電波監理専門官
住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
電話番号 03-3268-3111 (内20567)
担当者 (夜間) 航空幕僚監部 作戦室当直幕僚
住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
電話番号 03-3268-3111 (内 [REDACTED])